

荷役災害防止担当管理者教育の開催について

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しており、その70%は荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下、「荷役ガイドライン」といいます。)を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

この荷役ガイドラインでは、荷役災害防止のための管理体制として、陸運事業者及び荷主等のそれぞれの事業場において、「荷役災害防止担当者」の指名とその担当者に対する荷役災害防止のための安全衛生教育の実施を求めています。

このガイドラインを受けて、当協会では、陸上貨物運送事業における荷役災害防止を図るために「荷役災害防止担当者」に対し、下記の日程で安全教育を実施することに致しましたので、趣旨をご理解頂き多くの方々が受講されますようご案内致します。

開催日 『安全衛生教育』等実施計画表をご確認下さい。

時間 13時～17時頃まで

開催場所 《矢巾会場》

紫波郡矢巾町流通センター南2丁目9-1

(公社)岩手県トラック協会・総合研修会館

TEL 019-637-3287

《金ヶ崎会場》

胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻80-3

(公社)岩手県トラック協会・水沢研修会館

TEL 0197-44-3621

受講対象 荷役災害防止に関する業務を担当する管理者
〔安全衛生推進者等事業場の労働災害防止に関係する者〕

講習定員 30名 (注) 受講申込者が少数の場合は、中止することがあります。

受講料

受講料	テキスト代	合計
3,025円 (内消費税10% 275円)	1,595円 (内消費税10% 145円)	4,620円 (内消費税10% 420円)

受講料は、現金書留か下記の口座へ講習開始一週間前までに納入して下さい。

【振込先】

東北銀行流通センター支店(普通口座) NO. 24815

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

送金手数料に付きましては受講生の負担となりますので、ご了承下さい。

申込方法

別紙『**申込書**』に会場名と教育日を記入の上、郵送又は FAX にてお送り下さい。

※申込書を確認後、受講票と請求書をお送りいたします。

申込期限

教育日より 1 週間前まで

その他

- (1) 受講者の都合で出席できない場合、受講料の返金はしません。但し、やむを得ない場合は、年度内の受講日変更を受付いたします。
- (2) 受講日前に発熱や体調不良が生じた場合は、受講をお控えください。
- (3) 不明な点並びにお問い合わせにつきましては、下記までお願いいたします。

講習科目と範囲及び時間割

科 目	範 囲	時間
1. 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点 (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	0. 5
2. 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2. 0
3. 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指揮者等に対する教育 (4) 日常の教育	0. 5
4. 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	0. 5
5. 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	0. 5
計		4. 0

〔連絡先及び問合せ先〕

〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南 2-9-1
(公社) 岩手県トラック協会内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

電 話 019-637-3287

FAX 019-638-5010